

## ■ 請願とは ■

請願する権利は、憲法に定められている国民の基本的権利の1つです。

**問** 請願の提出は誰でもできますか。

**答** 国籍、年齢ともに問いません。法人にも認められています。

**問** 請願の内容に制限はありますか。

**答** 国、地方公共団体の事務に関するすべての事項にわたって請願をすることができます。

**問** 請願をする際に必要なことはありますか。

**答** 1人以上の「紹介議員」が必要となります。  
※「紹介議員」とは、請願の内容に賛成の意思を有する議員のこと

※請願の提出方法、取り扱い、書式例など、詳細は市議会ホームページをご覧ください。  
市議会事務局議事課 ☎231-4121（まじお問）合わせください

## 一般・特別会計決算 審査特別委員会の設置

第3回定例会において、市が平成25年度に行った施策の総まとめともいえる決算の審査を行う一般・特別会計決算審査特別委員会が設置されました。委員はそれぞれの通りです。

**委員長** 末永昇(公)  
**副委員長** 松田英二(志)  
**委員** 近藤栄次郎(共)、菅原明(市)、林透(志)、異儀田博己(関)、安岡克昌(志)、鬼頭薫(無)、前田晋太郎(T)

注)委員は期別年齢順に掲載。  
正式な会派名は次の通り。  
志：志誠会、公：公明党市議団、関：関政クラブ、市：市民連合、T：Team政策、共：日本共産党市議団、無：無所属の会

◆ ◆ ◆  
市議会事務局議事課  
☎231-4121(直通)  
FAX 234-5171  
✉gkgjika@city.shimono  
seki.yamaguchi.jp

## お知らせ

### 今後の予定について

第4回定例会(12月)が予定されましたのでお知らせします。

日	曜日	会議など
2日	火	本会議(提案説明など)
3日	水	常任委員会
4日	木	常任委員会
5日	金	常任委員会
6日	土	休会
7日	日	休会
8日	月	常任委員会
9日	火	休会(整理日)
10日	水	本会議(一般質問)
11日	木	本会議(一般質問)
12日	金	本会議(一般質問)
13日	土	休会
14日	日	休会
15日	月	本会議(一般質問)
16日	火	本会議(一般質問)
17日	水	本会議(表決など)

※本会議・常任委員会は通常午前10時から開催されます。現在掲載している日程案は予定ですので、実際の会議はこの日程案の通りに開催されない場合があります

### ■ 市民と議会のつどい ■

8月22日(金曜日)に長府観光会館と太陽館(滝部公民館)にて「市民と議会のつどい」が開催され、両会場とも市民と議員との間で活発な意見交換が行われました。

当日ご協力いただきましたアンケートは、7月25日(勝山公民館、川中公民館)・8月1日(市民会館)開催分を含め、今後、市議会ホームページや議会事務局などで公開予定としています。詳細は決定し次第、お知らせします。



「市民と議会のつどい」  
平成26年8月22日(太陽館〈滝部公民館〉)



「市民と議会のつどい」  
平成26年8月22日(長府観光会館)



# 議会だより

## 第2回定例会

議会の情報は下関市の  
ホームページから

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

6月5日から24日までを会期として、第2回定例会が開催されました。今回は、議会に提出された請願について、所管の委員会で行われた審査の内容と採択された請願に基づき、作成・提出された意見書について紹介します。



**請願第3号**  
「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」

### 請願の内容

「青少年の荒廃」という問題に対し、今求められているのは青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」

という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であるとの考えから、国に対し「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出してほしいというものです。

### 委員会での意見

▼請願文中に「子供の人格形成の場としての役割を学校は果たしてない」との記載があるが、その根拠があいまいでないか。各都道

府県の青少年健全育成関連条例の限界性を指摘しているが、具体的にどのような限界があるのか。

▼過去に国会に提出され審議未了となった青少年健全育成基本法案の例を考えると、今回の請願で想定されている基本法には子供の権利保障に関する文言が盛り込まれていない可能性がある。

▼子どもを守るために国や地方公共団体、保護者などが責任を果たしていかなければいけない。だから原点に立ち返り「家庭の価値」を基本理念に据えた基本法の制定が必要であるというとは正論である。

▼子どもの権利保障については憲法や子どもの権利条約の理念からしても当然守られるべきものであり、その上で、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという理念を定め、それをわれわれ大人が共有することこそは反対すべきではない。

◆ ◆ ◆  
委員から多くの意見がなされましたが、本請願は採決の結果、委員会は当請願を賛成多数により採択すべきものと決しました。その後、意見書の文案を検討・協議したのち、意見書案として本会議に提出されました。

## 青少年健全育成基本法の

### 制定を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件に象徴される家庭の崩壊などが挙げられるが、とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等を初めとする性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されている。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、ときに戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ない。これらの問題に対して今求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備である。特に、「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

よって、政府及び国においては、以上の内容を踏まえた「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

下関市議会

本会議において可決された意見書は、衆議院、参議院議長をはじめ、政府関係機関や地元選出国會議員に送付しています。